

(保安距離)

(1) 打揚煙火及び仕掛煙火（手筒煙火を除く）の保安距離

打 揚 煙 火		種 類	
直 径	呼称	ほか物	割り物
7.5cm以下	2.5号	40m	65m
9.0cm以下	3号	65m	100m
12cm以下	4号	75m	110m
15cm以下	5号	130m	180m
18cm以下	6号	190m	
24cm以下	7号～8号	210m	
30cm以下	9号～10号	240m	
45cm以下	15号	250m	
60cm以下	20号	300m	
75cm以下	25号	(注3)	
90cm以下	30号	(注3)	
仕 掛 煙 火（手筒煙火を除く）		50m	

(注1) ア ほか物：煙火玉の形状が球形で、少量の割火薬を用いた重量の軽い煙火をいう。例) 号砲、段雷、柳等

イ 割り物：煙火玉の形状が球形で、多量の割火薬を用いた重量の重い煙火をいう。例) 菊、牡丹等

(注2) 煙火号数が上記基準の間に相当するときは、繰り上げ基準とする。

例) 4.5号玉は、5号玉の基準とする。

(注3) 20号を超える煙火玉については、別途協議する。

打揚煙火及び仕掛煙火（手筒煙火を除く）以外の煙火

煙火製造、販売業者等が発行する煙火仕様書に示された開花半径の2倍以上、または、星等の部品が広がる範囲の2倍以上の距離で最低50mとする。

なお、仕様書等で開花半径等が確認できない場合は100mとする。

(2) 手筒煙火の保安距離

装 薬 量	筒の吹き出し方向及び その後方に対する距離	筒の側面に 対する距離	筒相互間の 距離
300g未満	直立点火 - 直立点火以外10m	5m	3m
300g以上 600g未満	20m	10m	
600g以上 1,200g未満	30m	15m	
1,200g以上 1,800g未満	40m	20m	
1,800g以上 3,000g未満	60m	30m	5m

備考：「手筒煙火」とは、噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持したまま、若しくは移動しながら筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴出させることにより消費する煙火をいう。